

●子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号） 第 62 条第 2 項（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画必須記載事項）

改正後 令和 8 年 4 月 1 日施行（令和 7 年法律第 29 号）	改正前 令和 7 年 10 月 1 日施行（令和 7 年法律第 29 号）
<p>第 62 条第 2 項</p> <p>2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期</p> <p>二 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容</p> <p>三 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項</p> <p>四 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容</p> <p>五 特定教育・保育、特定地域型保育及び特定乳児等通園支援を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項</p> <p>六 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項</p> <p>七 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項</p>	<p>第 62 条第 2 項</p> <p>2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期</p> <p>二 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容</p> <p>三 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項</p> <p>四 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項</p> <p>五 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項</p> <p>六 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項</p>